

幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担の軽減及び
その質の確保・向上を求める意見書

幼児教育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てる環境を整えるとともに、未来を担う子供たちの人格形成の基礎が培われる幼児期に質の高い教育・保育を保障することを目指す重要な取組である。

この取組に係る財政措置等の総額について、国は年間約7,764億円と試算しているが、その地方負担について、全国市長会は国が恒久的に全額負担するよう主張したところ、最終的に、初年度の半年間は全額国費とし、2020年以降についても市町村の負担が軽くなるよう見直しを行うこととした。

また、幼児教育・保育の質の確保について国と地方三団体等との協議が始まっているが、経過措置として無償化の対象となる認可外保育施設などについて、市町村が条例で対象範囲を限定する手法を検討するなど、運用面での課題も残る。

よって、国においては、地方自治体と十分協議しながら、引き続き地方自治体の負担軽減を図るとともに、幼児教育・保育の質の確保・向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

福島県議会議長 吉 田 栄 光